

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

公 告	○ 公立学校の廃止届の受理	学校経理・施設課	1頁
	○ 公立学校の設置届の受理	学校経理・施設課	1頁
お知らせ	○ 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	1頁
	○ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	教 職 員 課	3頁

公 告

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

令和5年3月17日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
伊賀市立神戸小学校	令和5年3月31日	少子化の状況を見据え、神戸小学校、依那古小学校、比自岐小学校を統合し、新たに上野南小学校を設置するため
伊賀市立依那古小学校		
伊賀市立比自岐小学校		

公立学校の設置届を次のとおり受理しました。

令和5年3月17日

三重県教育委員会

名 称	位 置	設置しようとする日	設 置 の 理 由
伊賀市立上野南小学校	伊賀市沖265番地	令和5年 4月1日	少子化の状況を見据え、神戸小学校、依那古小学校、比自岐小学校を統合し、新たに上野南小学校を設置するため

お 知 ら せ

令和5年3月17日付け三重県公報第396号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月十七日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第三号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																	
<p>別表第一の二（第一条の三関係） 調整基本額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">高等学校等教育職給料表</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三級</td> <td>一〇、二〇〇円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中学校・小学校教育職給料表</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三級</td> <td>一〇、〇〇〇円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第二（第十一条の二関係） へき地学校級別指定表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>松阪市立波瀬小学校 度会郡南伊勢町立南島西小学校</td> <td>二級</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>一級</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>熊野市立五郷中学校 熊野市立飛鳥中学校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>別表第三（第十一条の二関係） へき地学校に準ずる学校指定表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>熊野市立新鹿小学校波田須分校 南牟婁郡御浜町立神志山小学校 南牟婁郡紀宝町立相野谷小学校</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	調整基本額	高等学校等教育職給料表	(略)	(略)	三級	一〇、二〇〇円	(略)	(略)	中学校・小学校教育職給料表	(略)	(略)	三級	一〇、〇〇〇円	学校名	級別区分	(略)	(略)	松阪市立波瀬小学校 度会郡南伊勢町立南島西小学校	二級	(略)	(略)	(略)	一級	(略)	(略)	熊野市立五郷中学校 熊野市立飛鳥中学校	(略)	(略)	(略)	学 校 名	(略)	熊野市立新鹿小学校波田須分校 南牟婁郡御浜町立神志山小学校 南牟婁郡紀宝町立相野谷小学校	<p>別表第一の二（第一条の三関係） 調整基本額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">高等学校等教育職給料表</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三級</td> <td>九、九〇〇円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中学校・小学校教育職給料表</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三級</td> <td>九、七〇〇円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第二（第十一条の二関係） へき地学校級別指定表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>松阪市立波瀬小学校 度会郡南伊勢町立南島西小学校</td> <td>二級</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>伊賀市立比呂岐小学校 熊野市立五郷中学校</td> <td>一級</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>別表第三（第十一条の二関係） へき地学校に準ずる学校指定表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津市立美杉小学校 (略)</td> </tr> <tr> <td>北牟婁郡紀北町立矢口小学校 熊野市立新鹿小学校波田須分校</td> </tr> <tr> <td>北牟婁郡紀北町立紀北中学校 熊野市立飛鳥中学校</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	調整基本額	高等学校等教育職給料表	(略)	(略)	三級	九、九〇〇円	(略)	(略)	中学校・小学校教育職給料表	(略)	(略)	三級	九、七〇〇円	学校名	級別区分	(略)	(略)	松阪市立波瀬小学校 度会郡南伊勢町立南島西小学校	二級	(略)	(略)	伊賀市立比呂岐小学校 熊野市立五郷中学校	一級	(略)	(略)	学 校 名	津市立美杉小学校 (略)	北牟婁郡紀北町立矢口小学校 熊野市立新鹿小学校波田須分校	北牟婁郡紀北町立紀北中学校 熊野市立飛鳥中学校
給料表	職務の級	調整基本額																																																																
高等学校等教育職給料表	(略)	(略)																																																																
	三級	一〇、二〇〇円																																																																
	(略)	(略)																																																																
中学校・小学校教育職給料表	(略)	(略)																																																																
	三級	一〇、〇〇〇円																																																																
学校名	級別区分																																																																	
(略)	(略)																																																																	
松阪市立波瀬小学校 度会郡南伊勢町立南島西小学校	二級																																																																	
(略)	(略)																																																																	
(略)	一級																																																																	
(略)	(略)																																																																	
熊野市立五郷中学校 熊野市立飛鳥中学校	(略)																																																																	
(略)	(略)																																																																	
学 校 名																																																																		
(略)																																																																		
熊野市立新鹿小学校波田須分校 南牟婁郡御浜町立神志山小学校 南牟婁郡紀宝町立相野谷小学校																																																																		
給料表	職務の級	調整基本額																																																																
高等学校等教育職給料表	(略)	(略)																																																																
	三級	九、九〇〇円																																																																
	(略)	(略)																																																																
中学校・小学校教育職給料表	(略)	(略)																																																																
	三級	九、七〇〇円																																																																
学校名	級別区分																																																																	
(略)	(略)																																																																	
松阪市立波瀬小学校 度会郡南伊勢町立南島西小学校	二級																																																																	
(略)	(略)																																																																	
伊賀市立比呂岐小学校 熊野市立五郷中学校	一級																																																																	
(略)	(略)																																																																	
学 校 名																																																																		
津市立美杉小学校 (略)																																																																		
北牟婁郡紀北町立矢口小学校 熊野市立新鹿小学校波田須分校																																																																		
北牟婁郡紀北町立紀北中学校 熊野市立飛鳥中学校																																																																		

(略)

備考 (略)

別表第四 (第十一条の二関係)
特別の地域に所在する学校指定表

学 校 名
津市立美杉小学校
多気郡大台町立宮川小学校
(略)
北牟婁郡紀北町立西小学校
北牟婁郡紀北町立兵口小学校
(略)
尾鷲市立輪内中学校
北牟婁郡紀北町立紀北中学校

備考 (略)

(略)

備考 (略)

別表第四 (第十一条の二関係)
特別の地域に所在する学校指定表

学 校 名
多気郡大台町立宮川小学校
(略)
北牟婁郡紀北町立西小学校
南牟婁郡御浜町立神志山小学校
南牟婁郡紀宝町立相野谷小学校
(略)
尾鷲市立輪内中学校

備考 (略)

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月十七日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>十四 職員の妻の出産、子（配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。）の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年における四日（中学校就学の始期に達するまでの子又は中学校就学の始期に達する日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障がいのある子の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合にあつては、当該日数に四日（中学校就学の始期に達す</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>十四 職員の妻の出産、子（配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。）の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年における四日（中学校就学の始期に達するまでの子の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合にあつては、当該日数に四日（中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、八日 を加えた日数）の範囲内の期間</p>

るまでの子又は中学校就学の始期に達する日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障がいのある子が二人以上の場合にあつては、八日)を加えた日数)の範囲内の期間

十五〜二十二 (略)

十五〜二十二 (略)

二十二の二 五十歳又は六十歳に達する職員(任期を定めて採用された職員を除く。)が、自らの職員生活について考えるため勤務しないことが相当であると認められる場合 五十歳又は六十歳に達する日の属するそれぞれの一年における一日の範囲内の期間

二十三〜三十四 (略)

二十三〜三十四 (略)

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。